

第250回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 令和7年10月28日（火）午後3時～午後3時14分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 佐野克彦、田崎輝夫、大沢昌玄、大田裕章、小林みづぐ、
藤井たかし、かしままさお、柳沢よしみ、山田かずよし、
有馬豊、池田多美子、佐藤良雄、船田孝司、相原和彦、
江村健二、加藤宏幸、野島久成、有川高利、小口深志、
川津亮、練馬警察署長（代理）、練馬消防署長（代理）
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0名
- 6 報告
- 報告事項1 みのわの森緑地の都市計画原案について
- 報告事項2 上石神井の森緑地の都市計画原案について

第250回練馬区都市計画審議会（令和7年10月28日）

○会長 皆様、本日は御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第250回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況等につきまして報告をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、委員の出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席委員数は22名でございます。当審議会の定足数は13名でございますので、本日の審議会は成立しております。

なお、本日でございますが、交通企画課長が欠席しております。よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、議事に移りたいと存じます。

案件表のとおり進めたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

本日の案件は、報告事項が2件ということでございます。

初めに、報告事項1 みのわの森緑地の都市計画原案につきまして、説明をお願いいたします。

みどり推進課長。

○みどり推進課長 説明のほう着座にて失礼いたします。

それでは、報告事項1 説明資料を用いまして、みのわの森緑地の都市計画原案について御説明いたします。

本件、みのわの森緑地は平成20年に街かどの森として開設し、令和5年に敷地を拡張し、憩いの森として広く区民の皆様に利用されています。ケヤキやシラカシなどの大木から成る約1,100m²の良好な屋敷林です。長年、区民に親しまれてきた貴重な屋敷林の保全を図るため、都市計画緑地に指定します。

1 概要です。本件は、谷原一丁目に所在し、みのわ憩いの森として開設している約0.11haの緑地について、みどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、都市計画緑地に追加するものです。

2ページに、ただいま御説明した都市計画変更の理由を記載した理由書を添付しております。

また、3ページには都市計画の内容であります種別、名称、位置、面積を記載しております。後ほどお目通しください。

4ページを御覧ください。

位置図になります。当該緑地は笹目通りの東側、総合体育館の北西側に位置しております。

5ページをお願いいたします。

計画図になります。緑で囲った区域が今回、都市計画緑地に追加する区域となります。

6ページを御覧ください。

現況写真になります。この現況写真は、令和3年に実施したみどりの実態調査で撮影したものです。5ページと見比べていただくと分かりますが、現況写真は本件の東側が樹林地のように見えますが、こちらは現在、介護付き老人ホームになっております。この東側敷地は、もともと屋敷林などの樹林地ではなく、苗木を育てる樹木畠でした。

恐れ入ります。1ページのほうにお戻りください。

3 今後の予定です。本日の都市計画審議会に原案を報告した後、11月から原案の公告・縦覧を行うとともに、11月12日に原案の説明会を総合体育館の会議室で開催いたします。2月に案の公告・縦覧を行い、3月に都市計画審議会へ付議、都市計画変更・告示を予定しております。

4番 添付資料は記載のとおりとなります。

5番 その他です。都市計画変更後、整備方針の優先整備区域として位置づける手続を行ってまいります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございました。説明は終わりました。

御質問、御意見がありましたら御発言をお願ひいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 特に御発言がなければ、報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2 上石神井の森緑地の都市計画原案につきまして、説明をお願いいたします。

みどり推進課長。

○みどり推進課長 説明のほう着座にて失礼いたします。

報告事項2 説明資料を用いて、上石神井の森緑地の都市計画原案について御説明いたします。

本件は、平成4年から憩いの森として広く区民に親しまれてきたケヤキやイチョウ、紅葉などの大木から成る約1,600m²の良好な屋敷林を含む、敷地面積が約3,300m²の貴重な屋敷林であることから、都市計画緑地の指定を行うものです。

1 概要です。本件は、上石神井四丁目に所在し、上石神井憩いの森を含む約0.33haの緑地について、みどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、都市計画緑地に追加するものです。

2ページに、ただいま御説明した都市計画変更の理由を記載した理由書を添付しております。

3ページには、都市計画の内容であります種別、名称、位置、面積を記載しております。後ほどお目通しください。

4ページを御覧ください。

位置図になります。当該緑地は西武新宿線の北側、上石神井中学校の西側約60mに位置しております。

5 ページを御覧ください。

計画図になります。緑で囲った区域が今回、都市計画緑地に追加する区域となります。

6 ページには現況写真を載せております。こちら後ほどお目通しください。

恐れ入ります。1 ページのほうにお戻りください。

3 今後の予定です。本日の都市計画審議会に原案を報告した後、11月から原案の公告・縦覧を行うとともに、11月5日に原案の説明会を上石神井中学校で開催いたします。2月に案の公告・縦覧を行い、3月に都市計画審議会へ付議、都市計画変更・告示を予定しております。

4 番 添付書類は記載のとおりとなります。

5 番 その他です。都市計画変更後、整備方針の優先整備区域として位置づける手続を行ってまいります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございました。説明は終わりました。

御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員 御説明ありがとうございました。

1 点、上石神井の森緑地の北西部分について、道路の隅が切れているような状況になっているのですが、これは既に隅切りが将来道路として整備されるので地区除外しているのか、それとも、既に道路等を整備されていて、この隅が切れているのか。みのわの森緑地の地区ですと正方形のように切れていたところ、上石神井の森緑地の地区では隅が切れているのは、何か道路上の関係があるんでしょうか。

○会長 みどり推進課長。

○みどり推進課長 北西側の白いラインで囲まれている部分の隅切りのことだと思いますが、こちらにつきましては現況隅切りが取られている状況で、そのままの記載とさせていただいているものでございます。

以上です。

○委員 既に隅が切られているということで了解いたしました。

○会長 ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○委員 御説明ありがとうございます。1点お伺いしたいと思います。

平成4年から上石神井の森緑地ということで、憩いの森としてずっときたわけですけれども、今回、都市計画変更の告示後、整備方針における優先整備区域として位置づけるということは、今までと何が違うのか教えていただけますでしょうか。

○会長 みどり推進課長。

○みどり推進課長 今後、優先整備区域に指定した後、区で整備を進めていくという、公園全体の敷地を通して整備していく関係で、その前段として、区として優先的に整備していく順番をつけていくため、優先整備区域に指定するものでございます。

以上です。

○委員 上石神井の森緑地は学校の近くでございまして、上石神井中学校、小学校があります。これまで憩いの森が怖いと、あそこの横を通るのが怖いということで、何度も区のほうにお願いして剪定していただいたりしました。それも憩いの森の整備というか手入れというか、そういうことだと思いますけれども、今後はどのように変わるのか、もう少し教えていただけますか。

○会長 みどり推進課長。

○みどり推進課長 まず、基本的には屋敷林を残していくことになりますので、大幅な整備というようなことをやっていくことではないのですが、こちらの真ん中の部分ですが、母屋があります。こちらの部分は今、解体して更地になっているのですけれども、こういった部分を含めまして全体的に先ほど委員のほうからもおっしゃられたように、西側の部分が竹林で結構見通しが悪い、そういうところもありますので、少し剪定等を加えながら、より区民の方が安心して安全に使えるように、また、憩いの場として使えるような形で整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員 学校の近くでもありますので、しっかりと剪定していただいて区民が安心して中に入れるように、現状は区の皆様は御存じだと思いますけれども、しっかりと整備していただければというふうに思います。

○会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○委員 御説明ありがとうございます。

全く異論等はございませんけれども、素朴な疑問として今回指定している土地というのは、区の所有する土地という理解でよろしいでしょうか。

○会長 みどり推進課長。

○みどり推進課長 こちらの土地につきましては、現在、個人の方が所有している土地になります。今後、都市計画緑地に指定させていただいた後、所有者とも協議を進めながら、いずれ区のほうで取得していきたいというような考えであります。

以上です。

○委員 そうすると剪定等を行うに当たっては、土地の所有者との間での協議とかを行って、やっていくという方針でいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

○会長 みどり推進課長。

○みどり推進課長 憇いの森の部分も含めまして所有者と契約をさせていただいた上で、維持管理をしているところでございます。また、今後、整備の部分につきましては、取得後になりますけれども、その後、整備を進めていく関係で、優先整備区域という形で指定させていただくといったことになります。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 ほかに御発言がなければ、報告事項2を終わります。

これで本日の案件は全て終了いたしました。

最後に事務局から連絡がございます。

事務局、お願いします。

○都市計画課長 次回の都市計画審議会の日程につきまして御案内いたします。

次回につきましては、12月19日金曜日を予定しております。案件につきましては、議案として高松農の風景公園の都市計画変更案などを予定しております。開催通知は改めてお送りいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

これで本日の都市計画審議会を終わります。皆様、ありがとうございました。